

どんなサービスがある？ 申請は？ 保険料は？

# 介護保険基本のQ&A

介護する側、される側の違いはあっても、いつかはやっていく介護の問題。今号では、介護保険の「給付」「申請」「保険料」についてのよく基本的な疑問にお答えします。

**はじめに**  
介護保険は、40歳以上の全員が加入してお金を出し合い、いざ介護が必要となったときには、本人や家族の負担を軽くできるようにと生まれた助け合いの制度です。利用者は、状態によって決められた利用限度内で、実際に利用した介護サービスの料金の1割を自己負担します。



**サービス**  
どんな介護サービスがあるの？

ただし、これらには利用者の状態(要介護度)に応じ利用範囲や給付の上限が決まっています。

表① 介護サービスの内容	<p>在宅サービス ※代表的なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリ</li> <li>・デイサービス(通所での日帰り介護)</li> <li>・デイケア(老人保健施設などへ通所してのリハビリ)</li> <li>・ショートステイ(福祉・老人保健施設へ短期入所しての生活・療養介護)</li> <li>・福祉用具の貸与</li> <li>・福祉用具購入費や住宅改修費の支給</li> <li>・有料老人ホームなどでの生活介護</li> <li>・痴呆性高齢者のグループホーム(「要支援」の人は利用できません) など</li> </ul> <p>施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の利用</li> <li>いずれも「要支援」の人は利用できません。</li> </ul>
--------------	---

**サービス**  
どのくらい利用できるの？



介護サービスの利用限度額は、要介護度によって異なります。要介護度ごとの介護サービスの支給限度基準額は、左の表のとおりです。利用者は、この支給限度基準額内で、実際に利用した介護サービスの料金の1割を自己負担します。

表② 介護サービスの利用限度	<table border="1"> <tr> <th>要介護度</th> <th>支給限度基準額</th> </tr> <tr> <td>要支援</td> <td>61,500円 / 月</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>165,800円 / 月</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>194,800円 / 月</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>267,500円 / 月</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>306,000円 / 月</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>358,300円 / 月</td> </tr> </table>	要介護度	支給限度基準額	要支援	61,500円 / 月	要介護1	165,800円 / 月	要介護2	194,800円 / 月	要介護3	267,500円 / 月	要介護4	306,000円 / 月	要介護5	358,300円 / 月
要介護度	支給限度基準額														
要支援	61,500円 / 月														
要介護1	165,800円 / 月														
要介護2	194,800円 / 月														
要介護3	267,500円 / 月														
要介護4	306,000円 / 月														
要介護5	358,300円 / 月														

**申請**  
介護が必要になりました。介護保険のサービスを利用するには？



介護を必要とする人の状態が安定したら、「要介護認定」を受けるための申請を、福祉健康課福祉係(市役所1階③番窓口)にしましょう。介護サービスの利用を必要としている人は、介護支援専門員と相談して「ケアプラン」を作りましょう。

- 申請** 福祉健康課福祉係に「要介護認定」の申請をします(在宅介護支援センターなどが代行できます)。\*申請にかかる費用の自己負担はありません。
- 認定調査** 市職員などの調査員が、家庭や入院中の病院などを訪問し、国で定めた調査項目で調査します。
- 審査判定** 訪問調査の結果と主治医の意見書に基づき、介護認定調査会が、「介護や日常生活にどの程度の支援が必要か」「どのくらい介護が必要か」審査判定します。
- 認定** 介護が必要と認められた場合は、「要支援」または「要介護1~5」が通知されます。なお、「自立」と判定された場合は、介護保険のサービスを利用できません。
- ケアプランの作成** 介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談して「ケアプラン」を作り、市へ提出します。「ケアプラン」に基づいた介護サービスを利用します。

**要介護度**  
「要介護度」は、一度認定されたらずっと同じままなの？



「要介護度」は、3~6カ月ごとに再調査を行いますので、本人の状態が変われば、それに合わせて変わります。2回目以降の更新認定の場合で、その要介護状態が継続すると見込まれる場合は、有効期間が最高で24カ月まで延長されます。

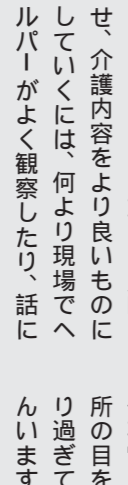
**\* 介護保険の申請・要介護認定・介護サービスについてのお問い合わせは… 福祉健康課 福祉係(市役所1階③番窓口、内線142・149)**

ヘルパーさんからひびく

## 介護はみんなので

新津市社会福祉協議会 ホームヘルパー(訪問介護員) 今井 由理子さん

介護に一番大切なのは「心」だと受け継いだ。介護保険が始まって四年が経ち、制度を身近な存在に感じ方も増えたようです。最近、制度のことで、ヘルパーが利用者の方から質問や苦情を受けることもあまりないようです。でも、質問や苦情がなければそれでよいというわけではありません。介護計画に利用者の求めているものをくみ取って反映させ、介護内容をより良いものにしていくには、何より現場でヘルパーがよく観察したり、話に



耳を傾けることが大切。「いくら技術が良くても、心がなければならぬ」ということを先輩のヘルパーから受け継いできましたので、利用者を思いやる気持ちをもっと大切にしています。一人で抱え込まず、周りに大いに頼って

介護保険によって、私たちヘルパーの存在も身近になったと思うのですが、介護を「自分の仕事」と抱え込んでいたり、近所の目を気にしたりして、頑張り過ぎていたりの方が、まだまだたくさんいます。その中には、自分の家に、他人であるヘルパーが入ってくることに、抵抗を感じる方も多いのではないかと思います。

ヘルパーとして社会福祉協議会で働き始めた時に、まず学んだのが「ヘルパーの心得十カ条」でした。「あいさつは

つきりと」「明るく、元気に、はつらつと」「利用者の立場になって、声に耳を傾ける」など、全てがヘルパーとして大切なこと。そして、中でもその基礎となるのが、「利用する方との信頼関係」なんです。一人ひとりの人格や、その家庭での習慣を尊重して、絶対にプライバシーを外へ漏らさない。守秘義務はヘルパーの命だと思っ仕事をしているので、抵抗のある方にもどうぞ安心してほしいと思います。

それに、「介護人が倒れたら何にもならないですよ。頑張り過ぎず、頼ってくればいいんですよ」とアドバイスをしている私たちも悩むこともあり、一人で抱え込まず、職場で相談し合っています。同じヘルパーの仲間と食べたり笑ったりしているのが、気分転換はばっちりですよ(笑)。だから、私たちに介護の悩みをどんどん相談してもらって、うまくストレス解消をするのがいいと思います。

在宅介護では、家庭の雰囲気や沈滞しがちです。信頼関係を築きながら、私たちが入っていくことで、少しでも温かく新しい風を吹き入れることができました。…と思っています。

**とりあえず困った!**  
急な体調変化や痴ほうで、本人だけでは日常生活を送るのが難しくなりまし。まずは、ヘルパーに相談したらいい?



障害の程度や、介護保険を申請するかどうかに関わらず、介護についての相談は市内の在宅介護支援センターへ。

市内には七つの在宅介護支援センターがあり、福祉や介護のサービスに関するよろず相談を受け付けています。体が不自由になって、医師から「これ以上は良くならない」と言われた。介護保険は? ・お年寄りの痴ほうが激しくなり、家族だけでは手に負えない。 高年齢になって、一人でお風呂に入ることができなくなった。 など、障害の程度や、直接は介護保険に関係がない場合でも、介護のことで悩みや相談があるときは、まずは左の表にある在宅介護支援センターへご相談ください。

市内の在宅介護支援センター	
新津市中央在宅介護支援センター (程島2009、市役所1階)	☎24-2111
在宅介護支援センター下越病院 (中沢町1-23)	☎24-6584
在宅介護支援センターかんばらの里 (古田字南616-7)	☎25-1611
在宅介護支援センター日宝町 (日宝町5-25)	☎22-2083
在宅介護支援センターおぎの里 (荻野町3-8)	☎25-3081
在宅介護支援センターはさぎの里 (七日町2186-9)	☎23-6161
在宅介護支援センター新津市社会福祉協議会 (本町1-2-40)	☎25-2880